

第70号議案

大田区特別出張所設置条例の一部を改正する条例について

- 1 改正理由  
千束特別出張所の移転に伴い、条例を改正する必要があるため。
- 2 改正内容（詳細は新旧対照表のとおり）  
千束特別出張所の位置の変更。  
南千束二丁目16番19号 → 北千束二丁目35番8号
- 3 施行日  
規則で定める日から施行する。令和5年度の移転を予定。

大田区特別出張所設置条例 新旧対照表

新	旧																								
○大田区特別出張所設置条例 昭和25年6月27日 条例第5号 大田区に特別出張所を置き、その名称、位置及び所管区域を次のとおりとする。	○大田区特別出張所設置条例 昭和25年6月27日 条例第5号 大田区に特別出張所を置き、その名称、位置及び所管区域を次のとおりとする。																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">位置</th> <th style="width: 50%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td>大田区千束特別出張所</td> <td style="text-align: center;">北千束二丁目35番8号</td> <td style="text-align: center;">(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(現行のとおり)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	(現行のとおり)			大田区千束特別出張所	北千束二丁目35番8号	(現行のとおり)	(現行のとおり)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">位置</th> <th style="width: 50%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>大田区千束特別出張所</td> <td style="text-align: center;">南千束二丁目16番19号</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	(略)			大田区千束特別出張所	南千束二丁目16番19号	(略)	(略)		
名称	位置	所管区域																							
(現行のとおり)																									
大田区千束特別出張所	北千束二丁目35番8号	(現行のとおり)																							
(現行のとおり)																									
名称	位置	所管区域																							
(略)																									
大田区千束特別出張所	南千束二丁目16番19号	(略)																							
(略)																									
<p><u>付 則</u> <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p>																									